

○総務省令第四十八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月一日

総務大臣 高市 早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(法別表第二の総務省令で定める事務)

第二条 [略]

[2~5 略]

6 法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の教育・保育給付認定若しくは同法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[一略]

三 子ども・子育て支援法第二十二條の教育・保育給付認定保護者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 教育・保育給付認定保護者の届出事項の変更の届出の受理、又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 教育・保育給付認定保護者の届出事項に係る生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 子ども・子育て支援法第三十條の五第一項の施設等利用給付認定若しくは同法第三十條の八第一項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 子ども・子育て支援法第三十條の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査

八 子ども・子育て支援法第三十條の七の施設等利用給付認定保護者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

九 施設等利用給付認定保護者の届出事項の変更の届出の受理、又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十 施設等利用給付認定保護者の届出事項に係る生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十一 子ども・子育て支援法第五十九條第三号の事業の実施に係る事実についての審査

(法別表第三の総務省令で定める事務)

第三条 [略]

[2~8 略]

9 法別表第三の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税又は特別法人事業税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他

(法別表第二の総務省令で定める事務)

第二条 [同上]

[2~5 同上]

[6 同上]

一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[二 同上]

三 子ども・子育て支援法第二十二條の支給認定保護者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 支給認定保護者の届出事項の変更の届出の受理、又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 支給認定保護者の届出事項に係る生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)附則第一条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[7~56 同上]

(法別表第三の総務省令で定める事務)

第三条 [同上]

[2~8 同上]

[9 同上]

一 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確

の地方税又は特別法人事業税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人譲与税に関する法律による地方税又は特別法人事業税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯罪嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔10〕63 略

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条 略

〔2〕55 略

6 法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定若しくは同法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔一〕略

三 子ども・子育て支援法第二十二条の教育・保育給付認定保護者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 教育・保育給付認定保護者の届出事項の変更の届出の受理、又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 教育・保育給付認定保護者の届出事項に係る生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定若しくは同法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受け取らなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査

八 子ども・子育て支援法第三十条の七の施設等利用給付認定保護者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

九 施設等利用給付認定保護者の届出事項の変更の届出の受理、又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十 施設等利用給付認定保護者の届出事項に係る生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔7〕55 略

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条 略

認

二 地方税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯罪嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔10〕63 同上

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条 同上

〔2〕55 同上

〔6〕同上

一 子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔二〕同上

三 子ども・子育て支援法第二十二条の支給認定保護者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 支給認定保護者の届出事項の変更の届出の受理、又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 支給認定保護者の届出事項に係る生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）附則第一条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔7〕55 同上

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条 同上

<p style="text-align: right;">9 〔2〕8 略〕</p> <p>法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人譲与税に関する法律による地方税又は特別法人事業税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は特別法人事業税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人譲与税に関する法律による地方税又は特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合）にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>〔10〕63 略〕</p>	<p style="text-align: right;">〔9〕同上〕</p> <p>一 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>二 地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合）にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>〔10〕63 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。